

基調報告

全国大学教職員組合 中央執行副委員長、教文部長

村井 淳志



広がる格差・進む貧困化の中での 高等教育の展望—高等教育の立場 から社会に貢献するために—

はじめに

政府は「大学改革」を国家の成長戦略の柱と位置づけ、経済成長、イノベーション創出の観点から前面に打ちだした大学改革政策を矢継ぎ早に打ち出しています。2016年度から始まる国立大学法人の第3期中期目標期間には、運営費交付金の配分をてことして国立大学を3つの種別に分断し、また教員養成系・人文社会科学系の学部等の縮小・廃止の方針を打ち出しています。大学とは似て非なる「職業専門大学」なる構想を建て、教養教育抜き、学術研究抜きの「高等教育」機関を創設しようとしています。

一方では、国民の間に社会・経済的格差が広がり、相対的貧困率が上昇するなど貧困化が進んでいます。社会の格差拡大と貧困化が、高等教育を受ける権利を阻害することは、負のスパイラルを作り出し、さらなる格差拡大をもたらします。こうした流れを断ち切り、広くだれもが教養教育・市民教育を受けることができる教育機会を保障することが、公平で公正な社会を切り拓くことにつながります。

1. 学問の自由と平和・民主主義の危機的状況の打開に向けて

1.1. 立憲主義と日本国憲法の理念を社会に活かしていく

改憲を掲げて登場した第2次安倍内閣は、「防衛を取り戻す」をスローガンとする自民党「新『防衛計画の大綱』に関わる提言」(2013年6月4日付)を発表しました。そこでは、日本を「戦争する国家」へと改造することが目的とされ、国家安全保障基本法の制定、防衛産業の育成、武器輸出三原則の見直し、国家安全保障会議(NSC)の設置、日米の軍事情報保全のための特定秘密保護法の制定が謳われ、さらには、集団的自衛権の行使を可能とされていました。これらは着々と実行に移され、そして2014年7月1日、閣議決定により集団的自衛権の行使を認めるという立憲主義国家にあるまじき行為を行いました。

そして現在、第3次安倍内閣のもと集団的自衛権の行使を可能とするいわゆる戦争法案が国会に上程されています。この法案には、大多数の憲法学者が憲法違反であると言い、また元内閣法制局長官等も違憲である旨の発言をしています。そして国民の過半数は、今国会での成立に反対しています。しかし、政府はこれらの声に耳を傾けようともせず法案成立に向けて走り続けています。

現在の国際情勢の中で、日本が果たすべき役割とその方法について、国民的に議論を行うことは必要なことですが、その際に最も考慮すべきことは、第二次世界大戦後の国際秩序の中で日本が果たしてきた役割についての自己認識と他国からの評価です。

戦後、日本国民は日本国憲法を制定して平和主義を宣言し、そのもとで国際社会に復帰し参加してきました。憲法第9条は、その解釈について見解の相違はあったものの、政府は、軍事力の保有と行使は専守防衛のための必要最小限度かつ個別的自衛権の範囲でしか認められないという立場を取ってきました。

憲法第9条は、憲法前文とあいまって、第二次世界大戦における日本の責任の自覚に基づき、平和主義を掲げて再び国際社会の一員として歩み出すに

あたったの誓いでした。この憲法第9条が、日本の軍備増強や海外派兵に関する抑えとして働き、自衛隊は、海外において武器を使用せず、戦闘行為を行うことはありませんでした。

今回の「安全保障関連法案」は、このような平和主義と武力不使用についての戦後日本の国民的合意と、それによって培われた国際的信用を毀損する動きです。こうした法整備が進み、時の内閣、それもその一部である安全保障会議の決定に基づいて「後方支援活動」などの外国軍隊との共同作戦が実施できるようになれば、戦闘行為に巻き込まれるおそれどころか、相手方の「防衛」のための戦闘行為を生じせしめ、戦火を招く主役になるおそれさえ十分にあります。

いまこそ、今後の日本が国際社会の中で目指すもの、占めるべき位置、果たすべき役割について、国民全体の十分な議論が必要です。

日本は、国際紛争の解決手段としての軍事力行使を認めず、非軍事的国際支援によって、戦争・紛争の未然防止、解決を目指す国であることを、改めて高らかに謳うべきです。そうすることによって、国際的な信用は一段と高まり、独自の、名誉ある地位が得られ、そのことは国際社会の平和の好循環に資するであろうし、日本の国民の安全にも大きく寄与するでしょう。

1.2. 「戦争をする国」への流れの中で学問が脅かされる

「戦争をする国」を目指すなかで危惧されるのは、一部の人々に、理性と寛容を失った動きが目立ってきていることです。また政府関係者によって、表現の自由への攻撃が公然と語られ、さらには教育分野への干渉もこれまで以上に激しくなることが予想されます。学問の自由に基づく教育研究も重大な危機に直面するのは必至です。

軍事研究の制限や平和教育の推進などを内容とする大学憲章などが国会等で攻撃されたり、日の丸掲揚・君が代斉唱の実施が実質的に押しつけられられています。これらは、「自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。」としている教育基本法第7条2項に反する不当な介入です。

さらにこれら介入の動きと連動させながら、政府は、イノベーション改革を掲げ、大学予算一般を減少させつつ財政誘導を行い、高額な軍事研究予算を提示したり、人文社会科学系学部、大学院は、「組織の廃止や社会的要請の高い分野に転換する」ことを要請したりしています。

これらの動きも、安倍内閣の「戦争をする国」づくりの中で理解されるべきでしょう。

しかしながら、学問は人類が長きにわたって継承・発展させてきた人類共通の財産です。全大教は、憲法労組連の一員として平和憲法を擁護する立場を堅持してきました。私たちは、学問の自由を擁護するとともに、これを世界の平和と人々の共存、持続可能で豊かな社会のために用いるべきだと考えます。

いま、安全保障関連法案に反対する国民世論をリードしているのは、若者でありまた大学人です。憲法学者たちは、法案の違憲性を明らかにし、また専門家たる憲法学者を招致した国会の参考人質疑を軽視する発言がなされることに危惧を唱えています。全国の大学の「学者の会」等が発表している大学発の反対声明は、100大学を数えています（8月24日現在、「学者の会」集計）。若者たちと学者が共同行動を展開しています。学術の成果と存在意義を軽視し、がむしゃらに法案成立に突き進む現政権の姿勢への大きな反対の表れであり、この運動を結実させるか否かが、今後の社会の進路を決めていく大きな岐路と言える闘いです。

2. 大学・高等教育が社会に貢献できる環境・条件整備の実現に向けて

2.1. 教育を受ける権利が国際的な経済産業構造への対応の犠牲とされようとしている

産業競争力会議を筆頭とする政府の政策提言機関は、日本経済の近未来に強い危機感を持っており、その破局を回避するために、国立大学を産業競争

力の強化に奉仕・従属させようと躍起になっています。実際、日本経済には、①急激な少子高齢化・人口減少による国内市場の縮小（2007年に減少に転じ、人口問題研究所の中位予測でも今世紀末人口は半分に）、②情報技術の爆発的普及による世界のフラット化（インターネットによって低賃金で英語に堪能な途上国労働に代替可能性が広がり、日本の労働生産性の優位喪失）、③先進国中最悪の国家財政（GDPの2倍強に上る1000兆円の国債発行残高＝累積赤字）による財政出動余力の枯渇、という構造的な危機が進行しています。しかもバブル崩壊の收拾失敗に端を発する四半世紀に及ぶデフレによって、国民一人あたりのGDPはシンガポールに抜き去られ、香港・韓国に肩を並べられるほど追いつけられ、GDP総額は中国にあとという間に陵駕されました。

こうした事態の認識を前提に、それに対する彼らの処方箋は次のようなことが考えられます。①国立大学にイノベーションのシーズを見つけてもらい、産学協同を通じて、世界シェアを制するような新しい産業分野を育てたい、②優秀な留学生や在日外国人を引き寄せ、日本企業の戦力及び顧客になってもらいたい、③しかし財政支出の余地はないので、大学・学部のスクラップアンドビルド＝選択と集中が不可欠だ。

私たちも、こうした経済界の、国立大学に対する期待を全否定するものではありません。しかしそれが日本の若者の、教育を受ける権利を犠牲にした上に遂行されるとするなら、絶対に容認できません。日本社会は「新自由主義改革」を通じて、きわめて厳格な格差社会に変貌しています。地方都市から大学や文系学部を消滅させ、地方の高校生が地元で高等教育を受ける機会を奪うことは、そうした格差の世代間移動を不可能にしていまいます。まさに日本社会が、生まれ落ちた階層から一生抜け出せない、希望のもてない階級社会になってしまうのか、今まさに瀬戸際なのです。

2.2. 大学が社会に貢献するためには学問の自由、大学自治が前提

ところで、何のためのイノベーション改革かというと、それによって産業、軍事技術の効率化を図りたいということかと思われます。しかし、人文社会

科学を私学に担当させて、国立は理系のイノベーション改革だというのは貧困な発想です。文系の学問なくして、将来の社会を見据えた技術革新は行えないし、社会と結びついて初めて技術は意味を持つからです。「人々の心を高鳴らせる製品を作るには、技術だけではだめなんだ。必要なのは人文知と融合された技術なんだよ」と語ったのは、亡きスティーブ・ジョブスです。

大学はまた、職業人を育てるだけでなく、市民を育て人間を育てます。市民を育てるのに社会科学が必要なのはいうまでもないでしょう。市民とは、日本の政治、社会を支える能動的な個人のことです。イノベーションに携わる理系人間は市民である必要はないと言っているようなものです。

では、人間を育てるには何が必要でしょうか。アジアの大学改革を検討したアメリカの学者ヌスバウムは、人文社会科学系の学問を軽視する国があることを憂慮し、その問題点を次のように述べています。「自分とは異なる人びとの立場を深く理解する力、その人の物語の賢明な読者になりきって、その立場に置かれた人びとの感情、願望、熱望を理解する能力」が培われないと。それこそ人間が動物と区別される所以ではないでしょうか。

もちろん我々の教育が、本当にそのことを自覚し、有効であったかは常に自問すべきですが、それは大学が自ら検証すべき問題です。学問は人類が長きにわたって継承・発展させてきた人類共通の財産です。これは、世界の平和と人々の共存、持続可能で豊かな社会のために用いられるべきだと考えます。私たちは、そのために、学問の自由を擁護します。

憲法23条の保障する学問の自由とは、「一定の団体に対して、人々が何を書き、述べ、あるいは教えようと、彼らに支援や援助を与えるように要求して」（R・ドゥオーキン）いる権利であり、表現の自由を超えた特権です。それを、大学の研究者は享受しています。大学の成員は、学問の自由を保障され、相互に、研究者倫理に基づくルールにのっとってその学説の内容を自由に討論しあう権利を持ちます。そのことにより真理に一步でも近づくことができるということが期待されているからです。

これを保障するのが大学の自治です。学問は社会の要請に応えるべきであるというテーゼには、とはいえ、学問には大学の自治が不可欠だと応えざる

をえません。これがなければ、学問は社会の直接の要請に曝され、自由な研究や議論は圧殺され、人類の将来を託するという意味での学問は衰退していきます。

学問の自由、その砦としての大学の自治は、ヨーロッパ社会においては、国家からの教会の独立のなかで育まれました。その後、大学は教会から独立します。この大学の世俗化の中でも学問の自由が受け入れられたのは、ダーウィンの進化論や、それを核とする科学的世界観が認められ、受け入れられてきたからです。「学問の自由」が尊重されるのは、学者がプロフェッションとして自律して真摯に知的活動を行い、それが人類の将来を託しう知恵を生み出してくれるであろうという期待に基づいています。

大学人はそのことを自覚するとともに、大学を管理する者、すなわち政府や大学執行部は、人類の将来を保障する学問へ敬意をもち、大学内部に対する管理的関与においては、憲法や法令あるいは学内規則に基づき、適正な手続きにしたがって行動を起こさなければなりません。そうでなければ大学の自治を保障した意味はなくなります。財政誘導に屈して政府の言うままでは、大学の自治を置いた意味はなくなってしまいます。

そしてこの大学の自治のもとで、初めて大学は、「熟考と実験と創造に最も資する雰囲気を提供する」(スウィーギー事件におけるフランクファーター裁判官補足意見) ことができるのです。

この自由な大学で保障される、真摯で多様な価値観のなかで将来の指導者や市民や個人が育っていくことが期待されています。政府は、学生がこうした環境のもとで学習・研究する権利を、国立、私立を問わず、支援していくべきです。それが明日の日本の、そして世界の礎となるからです。

2.3. すべての人が等しく高等教育を受ける条件が掘り崩され格差社会に

すべての人が高等教育を受ける権利はまさに危機的な状況にあります。

初年度約 80 万円、年間 50 数万円という現在の国立大学授業料標準額の設定は、私立大学と比較すれば相対的には低廉ですが、高等教育への公的支出

の割合は 34.5% (OECD 平均 69.2%、EU 平均 78.6%) にとどまっており、家計負担は国際に見て異常に高いものです (図 1 教育機関への支出 (上段: 初等・中等教育及び高等教育以外の中等後教育、下段: 高等教育)、Education

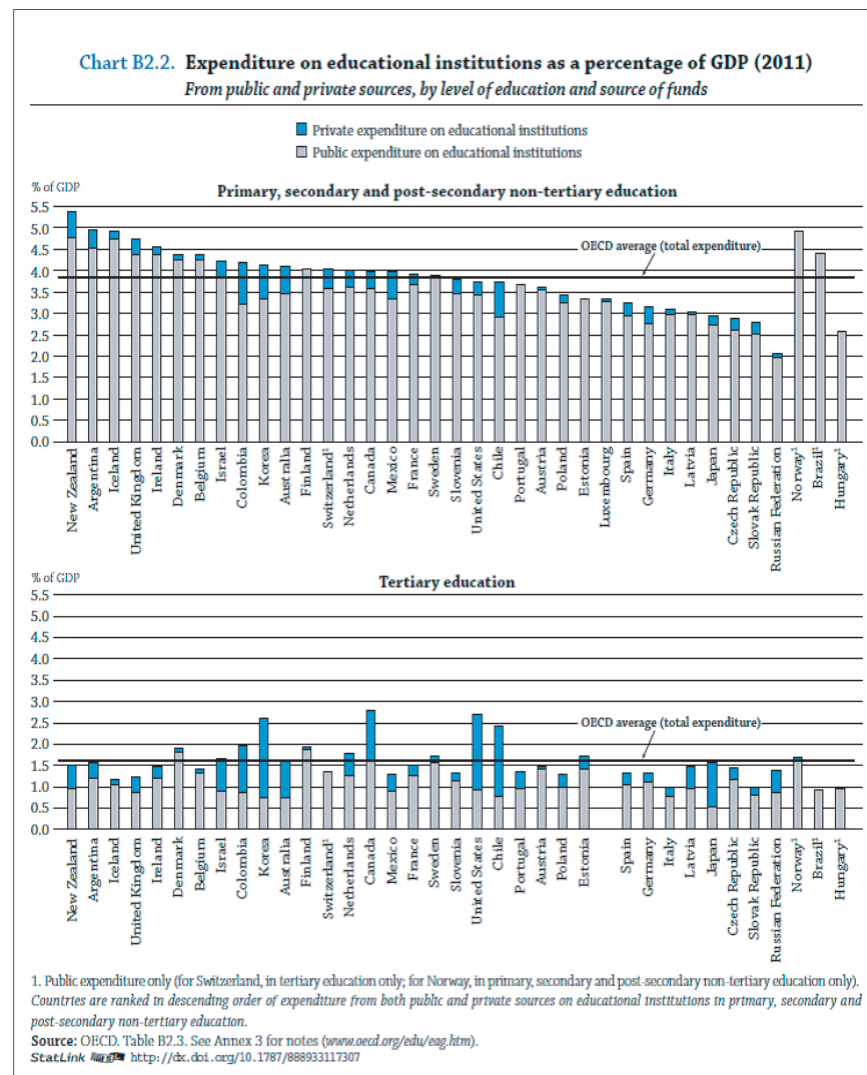


図 1 教育機関への支出

at a Glance 2014 OECD Indicators より)。国民の実質賃金が低下しているにもかかわらず国立大学入学生の平均家計水準はじわじわと上昇しており、このことは、経済的困難層の進学希望が叶えられない状況に立ち至っていることをしめています。こうした現状の中で、文部科学省が打ち出した「教員養成系・人文社会科学系学部の廃止・縮小」方針に沿った形で国立大学の学部が消滅していけば、地方で教員養成や人文社会学を学びたい国民の学ぶ権利は、決定的ダメージをうけます。家庭の経済格差が高等教育の進学にリンクすることは、経済格差の固定・拡大につながります。

総務省による都道府県別進学率によれば、高校卒業生の大学等（大学の学部・通信教育部・別科、単組代表者会議の本科・通信教育部・別科及び高等学校・特別支援学校高等部の専攻科）への進学率（2013年3月卒業生の5月現在）は、平均53.2%であり、最高は東京都の65.2%であるのに対して最低は沖縄の38.2%、ついで北海道の39.9%、岩手県の40.4%と、最高と最低では率で26ポイント以上のひらきがあります。県民の一人あたりの所得と進学率は相関が認められます（図2）。

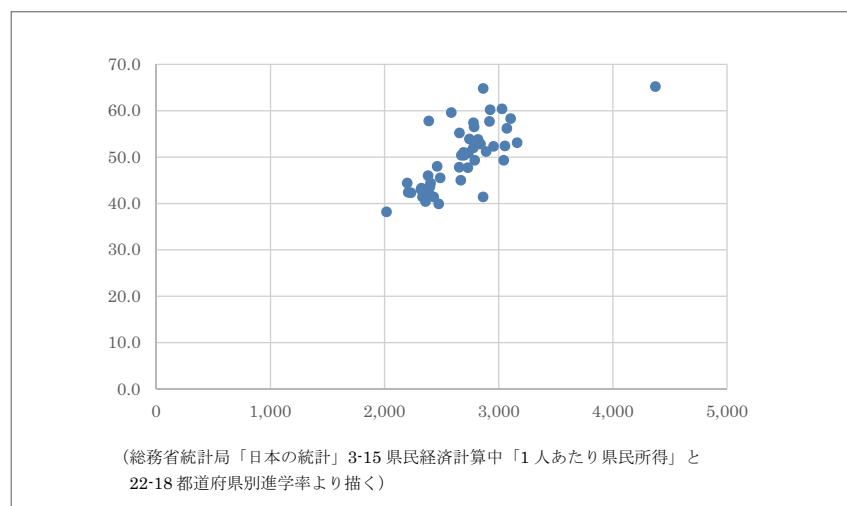


図2 1人あたり県民所得と都道府県別進学率が相関していることを表している

アメリカでは、高等教育を受ける希望をもつものの奨学金返済に困難をきたす層に対する奨学金返済免除制度などによる「経済的徴兵制」が実質的に広がっており、日本でも学費支弁の困難と関連付けて防衛医科大学への入学を勧め、あるいは政府有識者会議で奨学金返済滞納者に自衛隊への「インターン」入隊を勧める発言がなされるにいたっています。

近代の民主社会は、社会は学術の発展と成果を重んじ、学術界は成果を社会に還元するという循環により、成り立ち発展を続けてきました。ところが今、日本の状況は、新自由主義的な受益者負担論のもとに、高等教育を受ける機会の均等が保障されない状況が広がりつつあり、このことは、民主的な社会の危機でもあります。

2.4. 質の高い高等教育によって教養と職業的能力を

高等教育を含むあらゆる学校教育は職業準備教育という側面をもち、大学は幅広い教養と深い専門的知識・能力に支えられた自立した職業人の育成を課題としてきました。

ところが、文部科学省は「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」を経て、現在、中央教育審議会に特別部会を設置し、職業教育にきわめて特化した高等教育機関の創設に向けた論議を進めています。これらの審議経過を見ると、検討されている高等教育機関では人文社会科学が切り捨てられ、教育内容が著しく職業技術訓練に特化されるものとなります。これでは、若者が高等教育を通じて深く幅広い教養と専門的知識・能力を身につけ、その成果を自らの職業生活に活かす道が閉ざされかねません。

この制度改革の背景には、大学における高度な学問研究に支えられた高等教育はいわゆるエリート職業人へのみ必要で、多くのノンエリートには安上がりな職業技術訓練で足りるという認識が存在しますが、この認識は、①職業生活に必要な知識・能力を不当に小さく見積もるとともに、②大学教育が職業人養成のために果たしてきた役割を不当に低く評価し、さらに、③大学教育は職業教育にだけでなく、社会と文化の持続的発展を担う自立した市

民の育成をも担っていることを見落としたものです。

「職業教育」に特化した高等教育機関を新たに創設するという政府の方針は、若者に対する職業準備教育を劣化させるとともに、大学における教育研究の衰退を招くものです。

今後の人材育成は、より広い層に対して、より幅広い教養と深い専門的知識・能力を身につけることが出来る、より充実した高等教育においてなされるべきであり、そうした教育が提供できる条件を整備することこそが必要です。

3. 教職員ひとりひとりの労働条件・教育研究条件の保障・充実は、大学・高等教育が社会に貢献するための不可欠の基盤

3.1. 労働条件・教育研究条件の保障が大学・高等教育にとって持つ公共的意味と、それを取り巻く困難な情勢

これまでに述べてきたような社会的使命を大学・高等教育が果たすためには、自由な創意に基づく教育・研究活動が精神的にも物質的にも保障されていることが必要不可欠です。また、大学・高等教育機関の活動は、多様な分野の教員、また事務職員、技術職員、図書館職員、医療職員など多様な職種で成り立っており、そうした多様な教職員相互間の信頼に基づく協力関係がなければ、一日たりともその役割を円滑に果たすことはできません。こうした意味で、大学・高等教育機関が教職員ひとりひとりの労働条件、教育研究条件を保障し充実させることは、大学・高等教育が社会に貢献するための条件整備として高い公共的意味を持っています。

ところが、国立大学法人化以降の国の高等教育・学術政策、特に最近の「国立大学改革プラン」「大学ガバナンス改革」などの新自由主義的な大学改革政策による影響が、教職員ひとりひとりの労働条件・教育研究条件、また職場の信頼、協力関係を蝕みつつあります。

国立大学法人法成立の際の国会附帯決議の趣旨に反して連年にわたって推

し進められてきた運営費交付金の削減は、人員不補充などを通じた各法人の人件費削減、また基盤的な教育研究費の削減となって教職員に転嫁されています。競争的資金や補助金の直接・間接経費による雇用が増え、人員削減の穴埋めを任期付き雇用、非正規雇用で行うことが常態化しています。第3期中期目標期間の運営費交付金の決定の仕組みが、期間中の毎年の進捗状況評価に連動した不安定性を増したものにすれば、こうした状況のさらなる悪化が危惧されます。

また、地方勤務や中高年層の公務員を主な標的とした国の公務員賃金抑制政策（2006～10年の「給与構造改革」、2013～14年の退職金切り下げ、2015年からの「給与制度の総合見直し」など）は、労使自治による各法人の自主的な賃金決定を原則とする独立行政法人通則法の趣旨に反した国の「要請」と、各法人の自主性に欠けた対応によって、特に地方で国立大学の教職員の賃金水準をきわめて低いものに抑え込んでいます。このことは、地方大学からの人材流出を深刻化させる作用をもたらしています。

さらに2012～14年には、震災復興予算を理由に人事院勧告にもとづかない「給与臨時減額」が国の「要請」と運営費交付金の遡及減額措置をバックに強行され、賃金水準の最低限の安定性すら国の措置によって奪われる事態が生じました。

2015年度から運営費交付金のうち効率化係数対象分の5%を「学長裁量経費」として区分するなど、トップダウンの「大学ガバナンス」を実現させようと、国主導で学内予算配分にまで介入する動きがあります。すでに削減されてきた基盤的教育研究経費がこれまで以上に削減または不安定化すれば、研究活動はおろか、学生への教育まで危機に瀕します。

3.2. すべての教職員の雇用・待遇の安定と身分保障で、信頼と協力の職場を

文部科学省科学技術・学術政策研究所の調査結果によればRU11（旧7帝大+筑波大、東工大、早大、慶大）で2013年度に任期付き教員が全体の4割以上となり、2007年度の3割弱から短期間で大幅に増大しています。常勤

教員に対しても「国立大学改革プラン」で1万人規模の年俸制導入が「公約」され、各国立大学に導入人数の「ノルマ」が割り当てられ、業績評価によって変動する不安定な賃金体系の導入が求められています。大学・高等教育機関に求められる教育研究の継続性を保つためには、任期付き雇用への依存は今や許される限度を超えているといえます。教員の個々の活動を相対評価して処遇に連動させることも、大学での継続的な教育活動に不可欠な教員間の信頼関係を損なうおそれがあります。

中教審大学分科会では、「大学運営の一層の充実」として、従来の教員、事務・技術職員以外の「専門的職員」の導入が議論されています。特に法人化以降、URAをはじめとして研究活動や学生教育の支援などにあたるさまざまな分野の専門的職種の教職員が雇用されていますが、その多くが任期付き・非正規雇用です。不安定な雇用形態で新たな職種の職員を採用する各大学の現状が変わらないままでは、「専門的職員」に期待される役割も安定的には果たされず、常勤教職員の負担軽減にもつながらないこととなります。また、「専門的職員」を学外から登用することで「大学ガバナンス改革」による学長、理事らのトップダウンによる大学運営を補佐するスタッフ的役割と位置づけようとする見方もあり、かえって職場の分断につながりかねません。

運営費交付金の不安定性や競争的資金、補助金による雇用であることを理由に、2013年施行の改正労働契約法の無期雇用転換ルールを脱法的に運用して、非常勤職員、非常勤教員の雇用契約更新を一律に一定年限で打ち切る動きが強まっています。業務に習熟し、周囲の教職員と信頼関係を築いた教職員を、非正規雇用であることのみを理由に「雇い止め」することは、大学・高等教育機関が社会的使命を果たす上で重大な損失です。

こうした雇用・待遇の不安定化に立ち向かい、すべての教職員が安定した雇用・処遇を保障される大学・高等教育機関をつくる運動が求められています。

さきごろ、福岡教育大学で教員の授業内容に対してインターネット上で非難が行われ、そのことを理由に大学法人側が当該教員の授業を差し止めるといふ事件が起きました。法人化時に教育公務員特例法から多くの大学で実

質的に引き継がれた教員の身分保障のための諸規定が「大学ガバナンス改革」によって空洞化し、この事例のように法人によって教員の教育研究の自由がいつも簡単に剥奪される事態が広がることも懸念されます。教育研究活動の自由を保障し、自由に発言できる職場を守るためには、大学・高等教育機関の性質を反映した教職員への身分保障の制度化も不可欠です。

3.3. “NO MORE 時間泥棒!” ～繁忙化に抗して、教職員の自由な研究・研修時間、また生活時間と健康の保障を～

常勤教職員の人員削減と、法人評価・大学評価への対応や補助金、競争的資金獲得のための業務増があいまって、教職員の業務の繁忙化が深刻さを増しています。

2014年にOECDへの提出のため文部科学省が実施した「大学等におけるフルタイム換算データに関する調査」では、教員が研究活動に充てられる時間の割合が減少していることが明らかになっています。今年5月に国立大学協会政策研究所発表した「運営費交付金削減による国立大学への影響・評価に関する研究」では、このことによる影響も含めフルタイム換算での大学研究者数の増加率が低いことが、国際学術論文数などからみた日本の「研究力」の相対的地位低下の要因として挙げられています。また、「国立大学のミッション再定義」以降、すべての国立大学で学部・大学院の改組が事実上文部科学省から求められたことで、多くの教員がそのための概算要求資料の作成など学内行政作業に携わることを強いられ、教育研究活動にあてられるべき時間や生活時間を割かれています。

全大教が2013年に事務職員に対して実施した意識調査アンケートでは、回答者の半数以上が「仕事量が多く精神的に疲れを感じる」「超過勤務が多く日常的に疲れを感じる」「体調が悪くても休暇が取れず疲れが取れない」など、業務の繁忙化に起因する心身の健康不安を訴えています。「研究費の不正使用防止」など、主に国や外部機関からの規制や評価に対応するために行われる、教育研究の充実につながらない業務が増大し、「仕事のやりがい」も蝕まれる状況が生じています。

基盤的経費の充実、安定雇用の実現を通じた個々の教職員の繁忙化の解消もさることながら、国のさまざまな改革「圧力」によって生じている無用の業務負担から教職員を解放することが求められます。

国会に提出されている労働基準法改正法案(いわゆる「残業代ゼロ法案」)による「企画業務型裁量労働制の拡大」は、大学の事務・技術職員にも適用されるおそれがあります。「高度プロフェッショナル労働制」は、将来的に適用範囲の拡大が想定され、教員に対する裁量労働制のもとでの最低限の勤務状況の把握、健康福祉の確保義務すら使用者から免除する結果になりかねません。青天井の「ただ働き」を合法化するこうした企ては、3.1で述べたような情勢のもとで大学・高等教育機関の労働条件・教育研究条件を決定的に悪化させるおそれのあるものです。

また、労働条件に比して不相応な責任を要求し、学生の学業にあてる時間をむしばむ、いわゆる「ブラックバイト」への対策も、学生がアルバイトに生活を依存せずにくむ奨学金、授業料免除などの充実とあわせて、各大学に求められます。

3.4. 基盤的経費の確実な措置を通じて、教職員の賃金水準の抜本的改善を

閣議決定に基づいて行われている各国立大学法人・独立行政法人の「職員の給与水準の公表」では、主務大臣による給与水準の評価結果が掲載されていますが、事務・技術職員についてはすべての法人で「国家公務員より低いので適当」とする評価になっています。全国立大学法人・大学共同利用機関法人では国家公務員100に対し89.5と著しく低い水準です。

教員についてはラスパイレス比較が行われていませんが、人事院の民間給与実態調査で参考として調べている私立大学教員の賃金水準より低位にあるとみられます。

事務・技術職員については、法人化前から職務の級に対する格付けが他省庁の管区機関と比較して大幅に低く、その改善の足取りが法人化後、各法人の横並びや人件費抑制を理由に全般に鈍化しています。また、3.1でも述べ

たとおり、基本給の切り下げと地域手当への配分によって賃金の地域格差を拡大する給与制度改革が2次にわたって国家公務員で行われ、国立大学法人の多くもこれに準拠した賃金改定を行ったことから、特に地方国立大学の賃金水準の絶対的な低さが深刻さを増しています。

この低賃金の問題も、3.2、3.3で述べてきた人員削減、不安定雇用化、過重労働の問題も、大学経営の不適切さもさることながら、根本的要因は運営費交付金の削減であり、大学・高等教育が果たすべき、あるいは現に果たしている公共的使命に対して、十分な公共的資本が投下されていないことに帰着します。大学・高等教育の公共的使命を改めて訴え、教職員が社会に貢献するために必要な条件整備について語ることが、今こそ重要であるゆえんです。

